

香芝市監査委員告示第 17 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、監査の結果に基づき、または監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

令和 6 年 5 月 16 日

香芝市監査委員 近 藤 洋
香芝市監査委員 中 山 武 彦

<対象：議会事務局 議会総務課>

- 1 監査実施年月日 令和 6 年 1 月 25 日
- 2 監査結果報告年月日 令和 6 年 2 月 29 日
- 3 措置状況通知 令和 6 年 5 月 10 日香議第 46 号

定期監査意見（要望事項）	措置結果	措置内容
1 要望事項 （1）議会の傍聴等については、物理的要因等により体の不自由な方などにおいて制約がかかっている状況であることなどを鑑み、より開かれた議会を目指し市民誰もが容易に議会に触れることができる環境の整備に努められたい。	措置済	（1）体の不自由な方の議会の傍聴等については、1 階ロビー又は 5 階応接室の活用、またライブ配信のご案内などにより適切に対応して参ります。また、聴覚障害をお持ちの方への対応については、今後向上が期待される自動字幕起こしソフトなどの手法の精度、利便性を見極め、利用者にとって効果的な方法を用いた環境整備に努めます。